

規則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十三号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成二十六年埼玉県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「第八十六条第二項、」を削る。

第四条を削る。

第五条第一項中「第八十六条第三項、」を削り、同条を第四条とする。

第六条中「第八十六条第三項、」を削り、同条を第五条とする。

第七条第一項中「第八十六条第四項及び」を削り、同条第二項中「第六十八条第五項」を「第六十八条第四項若しくは第六項」に改め、「第八十六条第四項及び」を削り、「第九十一条第五項」を「第九十一条第四項若しくは第六項」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（継続の届出）

第七条 組合は、法第六十八条の三第三項（法第九十二条第五項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により継続の届出をしようとするときは、様式第六号の継続届出書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しななければならない。

一 総会の議事録の謄本

二 その他知事が必要と認める書類

第八条第一項中「第八十六条第四項、」を削り、「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 合併しようとする組合が出資組合である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 財産目録及び貸借対照表

ロ 法第五十三条第二項の規定による手続を経たことを証する書類

第八条第二項中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

第九条中「（法第一百七十七条第二項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第十条中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に改め、「第八十六条第二項、」を削る。

第十二条の見出しを「（決議事項の報告）」に改め、同条中「議決」を「決議」

に改める。

様式第一号中「㊦」を削り、 「議決」を「決議」に改め、 「第86条第2項、」を削る。

様式第二号中「㊦」及び「第86条第2項、」を削る。

様式第三号中「第6条」を「第5条」に改め、 「㊦」及び「第86条第3項、」を削る。

様式第四号中「第7条」を「第6条」に改め、 「㊦」及び「第86条第4項、」を削る。

様式第五号中「第7条」を「第6条」に改め、 「㊦」を削り、 「第68条第5項」を「第68条第4項若しくは第6項」に改め、 「第86条第4項、」を削り、 「第91条第5項」を「第91条第4項若しくは第6項」に改める。

様式第七号中「㊦」及び「第86条第4項、」を削り、 同様式を様式第八号とする。

様式第六号中「㊦」及び「第86条第4項、」を削り、 同様式を様式第七号とし、 様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第6号（第7条関係）

継続届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日開催の通常（臨時）総会において決議した組合の継続について、水産業協同組合法第68条の3第3項（水産業協同組合法第92条第5項、第96条第5項において準用する同法第68条の3第3項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 総会の議事録の謄本
- 2 その他知事が必要と認める書類

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の水産業協同組合法施行細則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。